

交通事故被害者の会

発行 北海道交通事故被害者の会
代表 前田 敏章

事務局

060-0001 札幌市中央区北1条西9丁目
ノースキャピタルビル4階

第18号 2005年8月10日(年3回発行) TEL 011-233-5130 FAX 011-233-5135

E-mail hk-higaisha@nifty.com ホームページ <http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/>

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事故被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。年3回の会報が送られ、毎月の例会に参加できます。例会時に当事者としての相談も受けています。(例会の日程はp12)

武士は心の中に生きている

江差町 柳谷 志美子 (いのちのパネルより)

平成10年7月12日、午後11時55分、友人を乗せて国道5号線森町を直進中のところ、前方不注意で右折する大型トラック(保冷車)に正面衝突され、二人とも22歳の若さで、あっという間に命を奪われてしまいました。

加害者(男性29歳)はお花・線香も供えてくれる事も無く、当時の思いは今なお忘れることは出来ません。

「線香なんかあげにいかない」と言った運送会社社長の冷たい言葉も耳に残り消える事はありません。また、加害者が「線香をあげに行く」と言えば「仕事があるから休まないで仕事をしなさい」と言って休みを取らせなかったことも。同じ被害にあつたらあのような言葉が出るのでしょうか?

はじめ死人に口無しとばかり「五分五分だ」と言っていた社長の言葉、「突っ込んできた」と言った加害者の言葉も実況見分調査の結果、加害者の「前方不注意が原因」と禁錮9か月の判決を下されました。同じ年の秋にも、この運送会社はまた人身事故を起こしています。

武士の「死」はなんだったのでしょうか。

謝罪もせず、仕事重視、他人無視、こんな事が世の中に通用するとは到底考えられません。

運送会社を経営する社長さん、一番大切なのは「命」です。会社の利益ではないはずですよ。

武士は叫んでいます「僕は何も悪い事はしていないよ!!」

武士はやさしい子供でした。体調の悪い父親を気遣って勤めを変えてまで家へ帰ってきてくれ「働いて家を建ててやるからなァ」そんな言葉が口癖でした。

今はようやく皆も元気を取り戻して暮らしているから心配なくていいよ、武士は皆の心の中に生きているからね。



同じ被害者 柳谷武士さん(当時22歳)

「いのちのパネル」は、8月22日～30日まで「社会福祉総合センター」(大通西19丁目)で展示します

今号の主な内容

②～④ 2005年、定期総会・交流会

⑤～⑦ 講話「交通事故被害者の心理的後遺症(PTSD)とケア」(久保義彦)

⑦ 報告「地裁判決を受けて」(竹田 彩) 「高次脳機能障害に理解を」(篠原 節)

⑧⑨ 報告「危険運転致死罪での実刑が確定しました」(山下芳正)「刑事裁判を終えて」(平澤弘道)

⑩ 要望事項の実現めざして 報告「『とまれ』マークをたくさん貼って」(佐藤京子)

⑪ 要望事項一覧 ⑫ 会員からのお便り 活動日誌 お知らせ

2005年 定期総会・交流会開かれる 5/14 KKRホテル



6回目となる定期総会は、5月14日13時半より、KKR ホテル札幌を会場に、27名の出席を得て行われました。(会員数は118人)

司会は新しい世話人の市川さんが務められ、黙祷のあと来賓の道警交通部交通企画課長佐藤吉一氏、道交通安全協会専務理事榎林榮次氏のご挨拶を受けました。

また、4月から本会の事務局長が代わりましたが、議事に入る前に、前任の寺地さんと新任の樋口さんお二人から挨拶がありました。

議事は伊藤さん小野さんを議長に進められ、活動報告と決算報告、活動計画と予算が提案どおり承認され、3年ぶりに改訂が提案された要望事項も、一部意見を入れて議決され、より効果的な働きかけを行うことが確認されました。

また、「事故ゼロ」を訴える活動として、昨年の体験講話が、担当者8人で、延べ回数51回、受講者数約1万人に達していること、「いのちのパネル」が道庁ロビーや講話など計11会場で展示され、小冊子版が改訂されたことなども報告されました。

役員選出では、代表、副代表の4人が再選されました。

総会後は、テーマごとに4つのグループに分かれ、学習、報告、交流を行いました。

代表挨拶 前田 敏章

最近の会員の裁判(竹田、平澤事案)でも、交通事故があまりに軽く扱われているという実態がある。

JR 福知山線の脱線事故後、朝日新聞が「奪われた夢、人生」と特集し、犠牲になった107名の方の写真や略歴を全面に掲載した。このような事故の場合には、社会全体がこれを教訓に今後絶対に起こさないと決意し動くが、車の事故は違う。北海道で1月以来犠牲になった92人がもし一日で亡くなられたとしたら、社会はどう受け止めるのか。会として、交通犯罪、交通事故の重大さ社会に強く訴えたい。

4月に犯罪被害者等基本法が施行され、交通犯罪

も位置づけられた。私たちにとって希望の光。遺族、被害者を孤立させない、絶望させない、そのための支援と交流、犠牲を無駄にしないための活動、これらを継続していくための元気と勇気を、この総会とテーマ別交流会で互いに分かち合いたい。

来賓挨拶

道警本部交通部交通企画課長 佐藤 吉一氏

被害者の会の皆様方には、運転免許の講習会や、安全運転管理者の講習会、地域、学校などで交通事故の悲惨さを訴える講演をしていただいたり、あるいは「命のパネル展」など、交通安全の啓蒙活動にご尽力頂き感謝申し上げます。



北海道の交通事故死亡者は、昭和46年が一番多い年で、889名の方が亡くなった。以後、700人、500人というところを上下していたが、一昨年初めて300人台の数字になった。限りなくゼロに近づけたい。

今年もすでに多くの方が亡くなっている。私ども警察も現実には起きている事故を防ぐ手だてを尽くして参る。会の皆さんの一層のご支援、ご協力を頂きたい。そしてご協力頂いている北海道交通安全協会にお礼を申し上げたい。

来賓挨拶

(財)道交通安全協会専務理事 榎林 榮次氏



昨年は、交通事故死者数全国ワーストワン返上めざし真剣に取り組んだが、悲願には届かなかった。ただ死者数は、平成13年から4年連続して減少した。今年も、昨年比約20%減少傾向で推移しているが、発生件数、負傷者は昨年を上回り予断を許さない状況。被害者を一人でも少なくするために広く深く運動を展開するので、ご支援、ご協力を宜しく願います。

被害者の会は体験をふまえてドライバーの心に訴える活動を継続的に行っている。そのことが、死者数減少の大きな要因と考えている。被害者ゼロの活動をはじめ、自主的な支援活動や情報交換、機関誌の発行など、今後ますますのご活躍を期待している。

私どもも、引き続き交通事故被害者の会の必要な支援、および関係機関団体との連絡調整などに努めて参りたい。

グループ別交流会・4グループに35人

2回目となったグループ別交流会には、昨年より多い35人の会員が参加。今求めている課題について、少人数のグループで、互いに報告しあいました。助言や講師を務めた弁護士、医師の力強い協力もあり、有意義な交流が行われました。以下は各グループの担当世話人の報告です。

～ 刑事・民事裁判 ～

参加：14人

助言：中村誠也弁護士、森谷瑞穂弁護士



弁護士さんから、それぞれの事例が抱える課題について丁寧で適切な助

言もあり、貴重な交流でした。

最初に参加者各自の「事件紹介」。それぞれが現在の心情や課題等について率直に語りました。

刑事裁判については、人身事故歴のある加害者の犠牲になったが、被害者の扱いがあまりに非人間的なもので傷ついているという例、生き残っている側の一方向的な言い分が主張され、それが通ってしまう捜査や裁判の過程に大変不安を感じているという例の報告などがあり、助言者及び体験者からは、遺族の思いや捜査の疑問などを警察や検察庁などへしっかり伝え、働きかけを強めることが大切というアドバイスがありました。

民事裁判について、体験者からは「大変に辛いことであるので、民事裁判に何を求めるか、何が出来るのかを整理して取り組んだ方が良い。事件の真実を知ることにもつながるので、命の尊厳を守るためにたたかう価値はある」という示唆があり、助言の弁護士さんからも「民事裁判でどの部分を重視するか押さえておけば喪失感は少ない。支えとしての弁護士を、専門家として利用して欲しい。そのためにも被害者どうしの交流が大切」というアドバイスがされました。

(報告：前田敏章)

～ メンタルケア ～

講師：久保 義彦 医師 参加：6人

昨年に続き2回目。講師の久保義彦先生（くぼメンタルクリニック）は、衝撃を受けた時の症状から回復までのことを1時間40分にわたり詳し

くお話しされました（概要は次ページ）。10分の休憩を挟み後半に移りましたが、その間にも参加者同士の話が続けていました。

後半は約1時間各自の今の状態が話され、久保先生がアドバイス。参加者から「自分の症状と同じ、今の自分がどの状態なのかよく分かった」「会の方へも足を運びたい」との言葉もありました。

二次被害を出さないためにも、この会では何を言っても分かってもらえる「安心感の場」であるという必要性を強く感じました。（報告：小野茂）

～ 怪我をされた方の交流 ～

助言：青野 渉 弁護士 参加：7人

怪我をした被害者は、後遺症に苦しみ、事故前と生活が激変していますが、さらに、行政、医療機関、司法関係、損保会社の理不尽な対応もあり、肉体的・精神的に、そして経済的負担に苦しみ続けています。会員相互が交流を持ち、支え合い、少しでも関係機関を動かせる力になれば、と思います。

以下は事例の概要です。

「追突され、RSDの症状。勤務も辞めさせられ、現在も通院中。法律扶助協会で弁護士を頼んだが何もしてくれず、経済的、精神的に追いつめられた。その後、被害者の会に出会い、弁護士に委任してから事態が好転。自賠責で等級がついた。しかし将来が不安。」

「子供が登校途中に車にぶつけられ、今も植物状態で入院中。母親がつきっきりで、生活が激変。地域でたった一人の弁護士が加害者側」

「等級と過失割合が納得いかない。本人の見えない診断書が発行されていたり、信頼していた医者に裏切られ、必要な検査もしてくれなかった。最初の診断書は入院2週間だったのに、一生歩けない状況になった。交通事故の後遺症は後から出る。」

「加害者の前方不注意により追突され、意識を失った。頸椎、腰椎捻挫で2週間という診断。現場検証もされず、加害者虚偽の供述が採用されていた。警察に、衝突位置を正確にと申し出たが受け入れてもらえなかった。」

「横断歩道を歩行中右折車にぶつけられ、腓骨神経マヒの後遺症。謝りの言葉もない加害者、検査もせず後遺症診断書を正確に書いてくれない医師。損保会社から調停をかけられ、3年半以上苦しめられた。弁護士からの二次被害も受け、被害者の人権は、司法の平等はとさまざまな疑問を感じている。」

「加害者側から裁判をおこされ、控訴したが上告する度に賠償額が下がり、怪我に見合った損害が認められなかった」

なお、指摘された現状での課題は以下の通りです。

- 1 警察：
調書を正しく書いてほしい。
- 2 医療機関：
診断書は最初に正しく書いて頂きたい。症状に見合った検査をし、後遺診断書を詳しく。症状固定を強要せず、完治まで治療を。
- 3 自算会：
障害に見合った等級判断を。障害年金診断書のように、症状がもっと詳しく書ける診断書に。
- 4 司法関係：
加害者の刑罰を重くして欲しい。弁護士に誠意がなく二次被害を受けた例がある。
- 5 損害保険協会：
賠償額の迅速な支払いがない。後遺症の等級に対し正当な支払いがない。被害者に過失がないのに損保会社から調停や裁判にかけられる例が多い。損保会社の払い渋りの為に弁護士を依頼することになり、経済的負担が多大である。損保会社が作為的な文書まで作成し賠償額を削ろうとしている。
(報告：太田澄子、荻野京子)



～自由テーマ～

参加：8人

話題になったこと

- 1 加害者保護について
加害者保護が優先の現在の司法・警察のあり方を変えていく必要がある。優先されるのは被害者であろう。
- 2 真実を知ることについて
交通事故では加害者の供述をあまりにも重要視するため、真実がうやむやで処理されていることが多い。事故調書などにも「ずさん」な面が多いことも原因ではないか。
- 3 捜査情報の開示について
上記との関連からも最重要課題である。情報開示がないため事故処理が不公平であったり、真実を知る機会を失っている。
- 4 刑罰について
交通犯罪は刑が軽すぎる。被害者の心情を考えて欲しい。今後の会の活動はこの面でも重要課題として取り組む必要がある。
- 5 孤立化防止について
個々の事件・事故の内容が異なるために、どうしても孤立化する傾向がある。そのためには被害者の会の存在を知ってもらう必要がある。
(報告：佐川昭彦)

ご挨拶

事務局長 樋口 征 すずむ



本年4月1日から当会のお手伝いをさせていただいております。

私の勤務する(財)北海道交通安全協会は、交通の安全と円滑を図り、安全で快適な道路交通の実現を目指すボランティア組織です。その一環として交通事故の相談業務を担当しております。

ですが、被害者の方々から肉体的、精神的、経済的な様々の不安、ままならない示談交渉、示談を終えても癒されぬ心労等の実情をお聞きし、即効策の不足に悩み、解決策の煩わしさに満足いただけるかとの不安を感じ、事故の撲滅を願わずにはおられません。

加えて、当会の被害者の皆さんの声を直にお聞きし、悲しみ、怒り、様々な思いが切々と語られた小冊子等を目にする機会を得、当会設立に至った会員の相互援助・支援と交通事故ゼロへの悲願達成に向けた活動について、力不足ですが、少しでもお役に立ちたいものと決意しております。どうぞ宜しくお願いいたします。

会員の皆様のご意見ご要望をお待ちし、ご健勝を祈念申し上げてご挨拶に変えさせていただきます。

役員・世話人一覧

役職名(担当)	氏名	住所
代表(会報)	前田 敏章	札幌市西区
副代表(パネル)	小野 茂	札幌市白石区
副代表(会計)	内山 孝子	札幌市東区
副代表(相談)	佐川 昭彦	札幌市豊平区
世話人(監査)	二宮 章起	札幌市南区
世話人(会報)	水野美代子	札幌市南区
世話人(HP)	筒井 美香	札幌市北区
世話人(相談)	荻野 京子	札幌市清田区
世話人(相談)	水野 親	札幌市南区
世話人(相談)	内藤 裕次	札幌市中央区
世話人(総務)	佐藤 京子	札幌市北区
世話人(書籍)	太田 澄子	札幌市北区
世話人(会報)	市川喜久美	札幌市手稲区
世話人	長瀬 初美	旭川市
世話人	伊藤 博明	深川市
※監査	永野 準二	夕張市

交通事故被害者の心理的後遺症（PTSD）とケア

くぼメンタルクリニック院長

久保義彦先生

● 講師略歴

1945年生まれ。1972年札幌医科大学卒。専攻は精神分析学・精神療法。札幌医科大学精神医学教室助手、札幌鉄道病院精神衛生科主任医長、個人病院3院勤務を経て、2000年12月札幌市中央区に「くぼメンタルクリニック」を開業、現在に至る。北海道精神分析研究会代表幹事。

1 はじめに～大切な自己理解

PTSD～心的外傷後ストレス症候群～という考え方がありますが、一般の災害とは異なる被害者の皆様の心理的、精神的な後遺症をどのようにケアしていくかということについて話したい。なぜかというところから立ち直ろう、快復しようとお考えの方でも、ご自身がどういう現状にあるか、ご自分で分かっているか、どのような対応をしたら良いのかわからないと考えるから。

2 脳の働きと記憶

～知的部分と感情部分が協同して記憶～



人間の精神活動と脳の構造には深い関連がある。人間の「知的活動」は大脳皮質、「情動（感情）」は、

大脳辺縁系と呼ばれる部分で行われている。そして「記憶」は、この両方が協力している。また、記憶には3つあって、覚え込む（記銘）、保つ（保持）、思い出す（再生）ということを行っている。

普通の心理的ショック（死とは関係の無いような不安やストレス）があった場合に、そのストレスは、まず大脳皮質で意味を理解して受け止められ、次に情動の部分で受け止め、記憶される（図参照）。このとき、知的な部分と感情の部分で情報交換が色々な流れ、少しずつ感情の部分に影響を及ぼして、いわばクッションを経て記憶の部分に行くと言われている。

3 被害者と家族の記憶

～生の体験が感情と体の変化を伴って記憶～

しかし、交通事故被害者の皆さんのように、死ぬかもしれないという恐怖に遭われた方は、知的部分をズンと突き抜けて、「情動」全体がものすごく刺激され、そのまま記憶される。クッション抜きのショック状態が起こり、衝撃のガードが崩れた状態で、知的な理解をする暇がないまま、記憶の所まで行ってしまう。

ところで、運動の中枢と言われている小脳は、怖

いと体が震えるように、感情の活動（情動）と深いつながりがある。記憶とは知的な作業と思われがちだがそれとは少しちがう小脳的な記憶というものがある。例えば、自転車に一度乗れるようになったら10年間乗ってなくてもすぐに乗れる。このような非言語的記憶は、一度覚え込んでしまうと一生忘れない。思い出そうと思わなくても覚えているし、無理して努力しなくても体が自然に動いてしまう。

恐怖の体験は、突然準備もなく襲い掛かるので、言葉でなく、深い感情と体の生々しい状態で記憶される。

普通の知的な記憶は、覚え込もうという努力をしてやっと記憶するが、この小脳的な記憶は、努力抜きでカメラでパシャッと焼き付けられるような記憶のされ方。さらに交通事故の場合は、鮮明で生の感情や内臓など体の変化を伴い、現実の体験そのままの形で覚え込まれてしまう。



4 孤立感に苛まれる被害者 自分を責め続ける家族

～説明してもわかってもらえない～

このような体験をした人は、言語的に記憶されたことではないので、自分以外の人への説明が困難になる。自転車やスケートと同じように、体験しなければわからない種類の記憶なので、他人にはわかってもらえず、見捨てられたというか、別世界に住んでいるような感覚で非常に辛い。向こうでは皆さんがお日様に当たっている、でもこちらは氷も何も無いのに零下30℃の所にいるような感じで、その寒さを伝えようと思っても伝えきれない辛さを感じる。

誰もわかってくれないという状態が続くと、最終的に、自分が悪いという考え方が出てくる。わかってもらえないのは自分の説明がちゃんと出来ていないからで、努力が足りないからと。言葉を変えると罪悪感。

これは、家族の方も同じ。肉親の方は、ご自身と同じくらい、いやご自身より大切という方がひどいことに遭ったと聞くと、やはり普通の受け止めが出来ず、いきなりズンと感情的体験が小脳的な記憶で記憶される。ご本人の辛さとは少し違うが、記憶のされ方としては同じ。異常な状態に体も心もなっ

のまま記憶している。

そして、家族の方の場合は、自分が悪いという考え方がものすごく強くなる。被害者の方はうまく説明できないと、後になってから罪悪感が強く出てくるが、ご家族の方は、なぜ自分はそうしなかったのかという罪悪感を直に感じる。事故に出合うためのタイミングをずらすことが出来たらと考える。例えば、何か習い事に行くのに事故に遭ったとなれば、引き止めれば良かったとか、習い事を勧めたのは誰かとか、本人が習いたいと言ったけどそれを止めれば良かったとか。自分が悪いという考え方がどんどん強くなっていく。

直接の被害者の方でないご家族の方も、こういう罪悪感が大きくなり、知的活動をほとんど通さないで感じ続け、結局は小脳の記憶という水準まで思いが強くなる。この小脳の記憶は、思い出そうとしなくても、感情的な心身一体的な思い出し方をしてしまうので、感情が激しく揺れ動くとか、悪い体の働き方の状態、例えば、血圧が下がった状態、胃腸の働きがほとんど無いような状態を体験する。これがフラッシュバック。その場にはいないのに、あたかも悲惨な状況にあるかのように体験する。ご本人は当然だが、家族の方自身もフラッシュバックを起こす。

5 家族間の葛藤

～ショックの受け方と対応の違い～

第三者にわかってもらえないという問題は、家族の関係になるともっと困る。家族同士で分かり合えないのは、ショックの受け方が同じでないから。辛くて罪悪感を感じるのは同じで、何とか説明しなくてはと思っているが、相互に分かり合えないので、家族でありながら協力関係がうまく作れない。ショックの受け方が同じでないから、対応の仕方が全然違ってしまふ。食欲が無くなる方、眠れなくなる方、あるいは頭痛が出てくる人がいるかもしれない。平然としていたり、ニコニコしているかもしれない。すると、同じ肉親なのにこっちの気持ちをわかっていないのではないかと、本当の憎しみではないが、甘えみたいな、ここまでわかってくれてもいいのにわかってくれないから嫌いだという、そういう関係が起こってしまうことがある。

そういうことが起こらないご家族の場合は、どなたかが非常に知的あるいは情緒的トレーニングを積んでいる。大脳皮質の一番の仕事は我慢をすること。我慢をすることを通して知的能力は発達する。分かってもらえない時に、我慢する力があると私が悪いのだとはならない。もっとよい説明の仕方があったのではと考える。あるいはご家族での受け止め

や対応が違うことを、なぜそういう違いがあるか考えようとする。

6 心理的耐性に変化 ～子供返り～

衝撃的な体験で心に傷を負った場合に、心理的行動とか心理的耐性自体が変化している可能性がある。困ったときに人間は子供返りをする。とても賢い人が、わからない時に小学生みtainな態度をとったりする。精神年齢が元々低いのではなくて、一時的に低下する。

交通事故被害者本人あるいはご家族は、いつも困るが、困るとその現実にとどまっているのが非常に辛い。それで辛い状況を味あわないで済んだ年齢、ハッピーだった頃に戻りたがる。瞬間に起こってすぐまた戻るが、心の部分だけが子供返りしたままという場合や、PTSDと言われるような状態の場合には、この部分は幼児期から小児期の間を行ったり来たりという精神的年齢の退行現象が起こる。そうすると心理的行動のバランスは悪くなり、以前のその人らしさと違う場合が十分考えられる。我慢する力が弱くなって、怒りっぽくなったり、ひがみやすくなったり、すぐに泣くかもしれない。これは自分では気がつかない。はたで見ていると気がつく。

7 表現すること、話し合うこと

～体感的記憶から歴史的記述へ～

表現するという行動で困り方が減る。言葉で言う、文章で書く、気持ちを絵に表す。表現すること自体は非常に辛いですが、感情的爆発のエネルギーが少なくなる。体感的「記憶」から歴史的「記述」という段階に近づき、感情の変動がそれほど強くない状態、あるいは体の変化まで表れないで済むような記憶になる。方法論としては、例えば体験講話などで被害者の思いを伝えるなど。非常に勇気があることで大変だが、心理的耐性がものすごく鍛えられる。だから楽になると言っているのではないが、耐え方が上手になる。これが果たして治ったことかということ、これはまた別な問題。快復する、良くなるということがあるかどうかという問題もあるが、自分で気づかないことがあるので、お互いに表現しあうということがとても大事。

8 快復のために

～安心を感じる体験の積み重ねを～

快復には、ただ安心する、安全だと感じる、ほっとする、のんびりする、そういう体験をすること。耐性がつき、治りはしないが癒される。どんなことを話してもとにかく聞いてやるという、安心、安全を感じる具体的体験で癒される可能性が高い。トータルとしては許される感じ。このような私でもここ

に居ていいのだという感じ方。それが最終的には罪悪感を軽減し、消し去るといふ方向に人の心が自然に動く。これは、精神療法を行って患者さんが快復していく時にも同じことが起こると考えられる。

先ほど子供返りをすると書いた。子供というのは、ひどい目に遭ったら、自分がいけない子だからこうなると感じるらしい。だから、虐待されている子供さん達は、虐待した人を悪いと言わない。これは世界各国共通のようだ。この場合にも安心して良いんだよという体験をしていくことで歴史的記述に近づき快復する。

メカニズムとかシステムがわかって話しをしていくわけではないが。そういうことが実際に起こっており、報告もされている。

皆様のご希望にかなうような十分な説明ができたとは考えていないが、少しでも役立てていただければ幸いです。

(※ 5月14日のテーマ別交流会での講話を記録テープを基に編集者の責任で要約させていただきました)



報告 地裁判決を受けて・・・真相も解明されず、加害者だけが守られる裁判に怒り

札幌市豊平区 竹田 彩

私は法律のあり方がわからなくなりました。「校門前のスクールゾーンなのに、なぜ? どうして?」との疑問に、1年10か月苦しんできて、ようやく裁判。やっと真相が明らかにされると期待していたのに、法廷では事故の真相は明らかにされず、意見陳述でも事故原因とその詳細についての疑問を述べなくてはなりませんでした。

そして今日下された判決は「禁錮1年、執行猶予3年」と、あまりに軽い刑罰。人の命の重みは、響の人生は、一体何なのでしょう?

人間一人が殺されているというのに、事故の真相を明らかにしてはしてくれない裁判とは一体何なのでしょう?

息子を殺されればなしで、遺族の思いは無視され続け、疑問はつるばかりです。この疑問の答えは、だれに、どこに求めれば見つかるのでしょうか? 自ら苦しみ続け生きてゆくしかないのでしょうか?

加害者が守られ、被害者は守ってくれないというのが率直な思いです。

児童を守るべき道で殺されたのに、こんなにも軽い刑で済むなんて、あまりにひどすぎます。スクールゾーンや制限速度、児童の保護義務など法律で決められているのに、これでは制度や法律の意味がありません。

ただ響の最期の真相が知りたい。知ってあげなければ響の親として済まないという気持ちでここまでしてきましたが、あまりに不当な判決です。

このままでは私は響に報告できません。響の名誉と命の尊厳のために、真相を明らかにするための民事裁判を考えたいと思っています。

(2005年6月8日)

～事件概要～ ※ 会報13号に関連記事があります

03/7/17 白石区北郷小学校の校門前で竹田響ちゃん(6歳 小学1年)が轢かれ死亡。運転手は逮捕されず

03/9 真相究明と厳正な処罰を求める要望書をとりくむ

04/2/16 遺族は、業務上過失致死罪で加害者を告訴

05/3/15 札幌地検は、1年8月後ようやく起訴

05/6/8 札幌地裁は、禁固1年執行猶予3年の判決

高次脳機能障害に理解を

札幌市豊平区 篠原 節

要望書の中に私どものことも取り入れて下さっていることに感謝致します。私どもの会にはご存知のように、被害、加害、自損の方々が出て、被害者の会に加入できない方もおります。

重度の脳損傷を負って生き続ける本人と家族の苦しみは生ある限り続きます。これまた底なしの地獄で生き続けるようなものです。

そこをのりこえあとに続く脳損傷者のために活動しているわけで、皆様と同じ位のエネルギーを費やしています。

交通安全運動が死亡事故ばかりに目がいくことに納得いきません。毎年100万人以上の負傷者が出ていますが、この内の何千人か何万人かの人々が、重い軽いの差はあれ、脳外傷者になっている筈です。軽ければ軽いほど障害に気づかず、何故かわからないまま困難な生活に陥っていることでしょう。「生き残って良かった」と思えるような医療と福祉と地域づくりにコロボックルはがんばっています。

脳血管障害による高次脳機能障害(身体的障害の軽い)者が増えています。明日は我が身の現実として多くの皆様に関心を持っていただきたいと願っています。

(NPO法人 脳外傷友の会 コロボックル 副代表)

報告 危険運転致死罪での、懲役2年10月の 実刑が確定しました 旭川市 山下 芳正・歌代子

■ 刑事裁判控訴審を終えて

6月7日、札幌高裁、裁判長から「本件控訴を棄却する」と読み上げられた瞬間、私の全身の力がぬけました。それは安心からと言うよりむしろ空しさからでした。どんな結果に終ろうとも到底納得出来るものではありませんし、何より息子は帰ってきません。刑事裁判が終っても、息子への思いが薄れることはなく、悲しみが癒されることはありません。事故からの2年2ヶ月は、私がこれまで生きてきた人生より長く、辛く、苦しいものでした。天国の息子に、裁判の結果を報告しましたが、息子はどう思っ
て見てきたのか…。

■ 事件の詳細

事件は、平成15年4月23日午後10時25分頃、制限速度が時速40キロメートルと指定されている左方に湾曲した一般道を、当時、雨で路面も滑りやすい中、進行を制御することが困難な時速100キロメートルを超える高速度で走行という、被告人の身勝手に危険極まりない暴走運転の末に起きました。納車から僅か1時間30分後の事故という異例の出来事でした。

事故当日の午後9時頃、被告人の車が納車になったという事で、息子と友人達は車を見に行きました。被告人車両は、スタッドレスタイヤを装着していたため「交換するように」と、タイヤ交換所を紹介されていたそうなのですが、被告人は、交換することもなく走行を開始、間もなくリヤタイヤが滑り、同乗していた友人からスタッドレスタイヤを指摘され、その危険性についても理解していました。

被告人は給油も兼ねて、旭川のガソリンスタンドに、息子と友人2名を乗せ向かいました。友人達の話によると、被告人は車に慣れていないため、ギアチェンジがスムーズにいかず車をガクガクとさせていたにも拘わらず、国道に出るなり時速120キロメートルでの走行を開始、その後も、高速度走行を繰り返していたと言うことでした。そして、被告人の暴走運転を見かねた息子達が「危ない」からと、注意をすると、スピードを落したようで、友人達も、もう出さないだろうと思ったそうです。

深川に戻ってからも、被告人が「まだ走りたい。峠を走りたい」と言い出した事から、近くのトトロ峠にある見晴台に行くことになりました。友人2名はもう1台の車に乗って先にトトロ峠に行ってしまう、息子は被告人の車で目的地に向かうことになりました。

被告人車両は、2台に分かれて直ぐに時速100キロメートルで走行、信号待ちをしていた軽自動車の後ろに停止しました。しかし、発進後、時速約50キロメートルで走行していた前方の軽自動車を「遅い」と追越し、その後もさらに加速し「進行を制御することが困難な高速度」でカーブに進入、ついには死亡事故に至ったのです。

被告人は、車を運転する者として遵守しなければならない交通規則を破り、衝突の危険やこれによる死傷の可能性、被害者保護などを真摯に考慮することなく、身勝手に危険極まりない暴走運転をしました。また、被告人は、供述調書の中で「任意保険に未加入で、事故を起したら大変だと認識していた」としながらも「まあいっかど、思って」と供述しています。被害者保護など微塵も考えない非常識で、軽率な判断により、危険運転を繰り返し、息子の命を奪ったのです。

■ 忘れられない息子の最期の顔

警察から事故の連絡があったのは、事故から30分ほどたった午後11時頃でした。平穏な我が家が一変、あまりに突然な事故の知らせでした。息子の様態について聞いても「はっきりとは分からない」としか言われず、私達の不安は募る一方でした。その時、まさか息子が生死の狭間をさまよっている等とは夢にも思わなかったもので、とにかくひどい怪我でなければと、それだけを祈り、深川の病院へ急ぎました。

しかし、私達の祈りも空しく、治療室のベッドに横たわる息子の左の耳からは多量の出血があり、頭部を強打したことが直ぐ分かりました。「もうだめかもしれない…」と、よぎる不安を振り払い「がんばれ！博之！」と必死で声をかけました。

深川の病院では手に負えないと言うことで、救急車で旭川赤十字病院に搬送され、3時間にも及ぶ手術。状況は悪化する一方でした。命だけでも取り留めて欲しいと言う、私達の願いも叶わず、翌朝5時6分、息子は息を引き取りました。

その光景は悪夢のようで、息子の遺体を目の前にしても全く信じられませんでした。あんなに元気だった息子は微動たりともせず、顔は苦痛に歪んでいました。最期の息子の顔は一生忘れません。

■ 警察の対応など心無い言動

そして「遺族」となった私達を待っていたものは、息子の死の悲しみに追い討ちをかける、あまりにも過酷なものでした。それは、警察での加害者の供述に基づく偏重した調書の作成や遺族への対応、そして被告人の、息子や私達遺族に対する、反省や誠意の無さからくる心無い言動等でした。

警察で受けた事故状況等の説明は、全く納得の出来るものではありませんでした。いくつかあった不審点を指摘しても「事故の時(車は)予期せぬ動きをするものだ」と言った曖昧な返答でした。

私達は、事故説明の不可解な点を解明すべく、当日行動を共にした友人達から話を聞き、現場や事故車両の写真を撮り、タイヤ痕やブレーキを踏んだ地点などの事故現場状況等から現場検証を始めました。すると、警察の説明とは違った事故の真相が見えてきたのです。



■ 交通犯罪捜査の実態

本事件は、死亡事件にも関わらず被告人を逮捕勾留もせず、在宅での捜査処理でした。そのため、被告人は、警察での供述調書作成の時にはすでに保身を考えた供述を繰り返していました。捜査段階で『接見禁止』等の措置を取り、事故直後の被告人に対し、厳しく接し調書を取っていただければ、被告人による保身を考えた調書作成がされなかったであろうと考えると、警察の事故処理や対応が今でも、腹立たしく思います。

息子の事件は、典型的な「進行を制御することが困難な高速度」に該当する事件でしたので、当然「危険運転致死罪」で送致されると思っていました。しかし実際は「業務上過失致死罪」での送致に驚きました。警察の捜査書類等を見ているうちに、ほかに巻添えもない友達同士の単独事故と、簡単に事故処理をしたのではないかと思います。

しかも、あろう事か「加害者は人を一人殺してしまっているのだから、ある意味一番ショックを受けている」等と言いき、息子を奪われ、深い悲しみの中にいる私達遺族に対して、その息子を奪った加害者を弁護するようなことを平気で言うのです。

今、警察のずさんな事故処理の是正が叫ばれていますが、まさにそれを思い知らされました。私達が訴えなければ、息子の事件は真実が隠されたまま処理されてしまうところだったのです。

この車社会、不幸にも私達のように被害者遺族となった方々が、悲しみに暮れる間もなく事故現場を調べ、証拠を集め、聞き取りなどの調査をし、署名活動を行い、必死に訴えなくても、正当な事故処理が最初から行われるような社会を願うばかりです。

■ 息子が自分自身に書いた手紙

「2月頃の自分へ」

たぶん今頃、就職のことで血まなこになってい

ると思う。

だが、逃げず、耐えてほしい。

あまり焦らず、急がず、落ち着いて慎重に頑張ってほしい。辛いだろうが耐えて下さい。

偉そうな事はいえないが合格できるといいな。

そして、親を大切に幸せにしてあげてほしいと思う。体には気を付けろよ。

(2001.4.24の自分より)

息子が高校2年の春に、1年後の自分に宛てて書いた手紙を、事故後、息子の部屋を整理していた時、見つけたものです。自分の就職や将来のことで一番悩む辛い時期に、私達の事をこんな風に思い、自らに残していた手紙を読んだ時、私達への思いやりを知り、それまで押さえていた息子への思いが一気にこみ上げ、悲しさと悔しさ愛しさが溢れました。

■ ご支援頂いた方々へ

これまでご支援頂いたことを心よりお礼申し上げます。本当にありがとうございます。今後は、微力ではありますが、交通犯罪被害者支援のため出来る限りのお手伝いをしたいと思います。

平成17年6月22日

～事件概要～

03/4/23 深川市の道道で、短大生運転の乗用車が、時速百キロ以上で暴走。同乗の博之さん(19歳)が死亡。

03/6/4 深川警察署は「業務上過失致死」で書類送致

03/6/25 両親は「危険運転致死罪」で告訴。

その後署名活動、11,313筆を提出。

04/3/26 旭川地検は「危険運転致死罪」で起訴。

05/1/31 旭川地裁は懲役2年10月の判決(求刑は5年)

04/3/26 被告側、執行猶予を求め控訴

05/6/7 札幌高裁は控訴棄却、実刑確定

(会報13、14号に関連の記事があります)

報告 刑事裁判を終えて

札幌市清田区 平澤 弘道

息子慶祐の裁判には、多大なるご支援を賜りましたこと厚くお礼申し上げます。

裁判は1月28日、懲役1年4ヶ月の実刑判決で終結いたしました。私たちににとっては何にも代えることの出来ない慶祐の命の重さに何ら見合うことの無い極めて軽い判決でした。

私たちは、何の責任もない慶祐の命を一方的に奪った事実に対して、司法の場で被告人の悪質性を徹底的に糾明し、厳罰で処罰してくれることを期待していましたが、結果は見事に裏切られました。

被告人は慶祐の命を奪った4ヵ月後には、免許取消の身でありながら平然と車を運転し、無免許・スピード違反で検挙されるという最悪の事態にも拘わらず、その事実さえも交通犯罪であれば簡単に扱われていることには、深い憤りを感じています。

事故から起訴まで1年4ヶ月、判決まで1年6ヶ月の長い歳月を要しているにも拘わらず、事故原因の究明は、真実を明らかにしたとは言いがたい結果

となっています。

国家機関として司法に携わる人たちが命の重さを厳粛に受け止め、交通犯罪でも厳しい姿勢で挑み、犠牲者を減らそうという姿勢が、私たちに伝わるのが無いことは非常に残念なことです。

息子 慶祐の命はどのようにしても、戻ってくることはありません。私たち家族は一生この深い悲しみを背負って行かなければなりません。生きていた間、癒されることもありません。

どうかこのような悲しい出来事が続くことのない世の中が、早く来ることを期待しています。

～事件概要～

03/7/18 札幌市清田区の市道交差点で、自転車で青信号横断中の平澤慶祐君(14歳、中3)は、左折してきた大型トラックにはねられ、命を奪われる。

05/1/28 札幌地裁は懲役1年4ヶ月の実刑判決。

(会報15号に関連の記事があります)

要望事項の実現めざして 交通犯罪被害者の尊厳と権利、事故撲滅を

「交通犯罪によってかけがえのない家族を失う、あるいは後遺障害などにより人生をも変えられるなど、深く傷つけられた私たち被害者のせめてもの願いは、尊い犠牲が生かさされ、真に命と人権が大切にされる社会がつくられることです。現代の最大の人権侵害ともいえるべき交通犯罪と交通事故被害を絶滅するため、抜本的で具体的な改善を要請致します。」（要望書前文）

4月12日 札幌弁護士会と意見交換

2月に公正で科学的な捜査を求めて協力要請をしていましたが、4月12日、札幌弁護士会犯罪被害者支援委員会との意見交換会が行われました。支援委員会からは浅水委員長をはじめ4名の弁護士が出席。

会からは代表、副代表はじめ5名で対応し、協力要請の趣旨を説明するとともに共に、可能な限りの支援をお願いしました。

6月15日「国会議員の会」で高石さんがひき逃げ厳罰化と要望書を訴える

6月15日、東京の衆議院議員会館で行われた超党派の「交通事故問題を考える国会議員の会」総会に江別の高石さん夫妻が出席。ひき逃げ厳罰化と併せ、会の要望事項についても理解と協力を求めました。

ひき逃げ厳罰化については、国会議員の会でも重点事項として取り組むことが明言されました。また全国交通事故遺族の会も同趣旨の署名に取り組むことになったようです。

6月20日 警察庁長官に要望書提出

「交通事故問題を考える国会議員の会」所属の風間衆議院議員（道選出）の紹介で、6月20日、前田代表が警察庁に出向き、漆間巖長官宛要望書を提出しました。受け取ったのは国会連絡係の担当官。概算要求の中で検討いただくように強く申し入れました。

7月13日 知事宛要望書を提出

道知事宛の要望書を前田晃道環境生活部長に手渡しました。部長は「安全安心は道政の重要課題なので、しっかり対応したい」と述べました。

8月4日 道警交通部との意見交換会

昨年に続き道警との意見交換会が行われ、世話人7人が出席。道警は交通企画課調査官・藤田和久氏、警務課被害者対策室長・池田康則氏をはじめ6名が対応しました。

道警が事故実態を説明したあと、会から本部長宛の要望書を提出し、その切実な実態と願いを具体的に訴えました。

強調した点は、被害者の視点を重視して被害ゼロ

を実現して欲しいこと、制度の改善について意見をあげて欲しいこと、公正で科学的な捜査を徹底して欲しいこと、飲酒運転や速度違反など危険運転の取り締まり強化と道独自の対策、車の効率的運行優先でなく、歩者分離信号や通学路の通行規制など安全優先の道路環境づくり、さらに行政としての被害者対策の推進などです。

道警からは、「要望の趣旨をふまえ事故撲滅に努力する」（企画課）、「基本法に基づいた支援を進めるため、一元的対応の窓口など検討を始めている」（対策室）との発言がありました。

「とまれ」マークをたくさん貼って！

先月、子供と一緒に歩いた通学路の歩道に、1枚のマークが貼られているのを見ました。それはキャラクター入りの交通安全マーク。

マークは危険なその場で、子供に直接「とまれ！」と左右確認を呼びかけていました。

我が娘の通う小学校では北区役所から4枚頂いたと聞きました。なぜ4枚なのか？小学校の周りには危険箇所が沢山あります。娘の通る押しボタン信号も、下校時側には貼ってありますが、登校時間側にはありません。1枚も貼っていない小学校も他区にあると聞きます。

交通弱者、幼稚園児、小学低学年の身長を考えると、毎日通る危険な所で、目線にピッタリ入ってくるSTOPマークが事故防止のために必要ではないかと思います。

まず市内全域の通学路にSTOPマークが設置されるよう心から願っています。何年かけても。

（札幌市北区 佐藤 京子）

※ 7月21日付け北海道新聞は、「通学の安全願い『とまれ』マーク寄贈」という見出しで、11年前に二男博勇君（当時7歳）を輪禍で失った佐藤さんが、息子の死を無駄にすまいと、息子さんが通った新川中央小に「とまれ」マークを寄贈したことを報じました。



交通犯罪被害者の尊厳と権利、交通犯罪・事故撲滅のための要望事項

2005年6月 北海道交通事故被害者の会

1 救命救急体制を万全にすること

1-1 医療活動のできる高規格の救急車（ドクターカー）および医療専用ヘリコプター（ドクターヘリ）を整備・配備して、人身にかかわる事故に対し、地域格差なく全ての人に迅速、適切な医療が施される体制を確立すること。
1-2 そのためにも、救急救命士の医療的権限の明確化や、救急指定病院の拡大、指定外病院でも迅速な医療が施されるシステムの確立、さらに遠隔地医療の充実などをはかること。

2 公正で科学的な捜査を確立すること

2-1 加害者供述に依存した「死人に口なし」の不正捜査を生まないよう、物証に基づいた科学的な事故捜査を行い、事故原因を徹底究明すること。科学的捜査に基づき公正な裁判を行うこと。
2-2 被害者の知る権利と、捜査の公正さを保障するため、実況見分調書など交通事故調書や鑑定報告書を、当事者の求めに応じ、送検以前の捜査過程の早期に開示すること。
2-3 科学的捜査と原因究明のために、航空機のフライトレコーダーに相当するドライブレコーダー（事故やそれに近い事態が起きた際、急ブレーキなどに反応し事故前後の映像等が記録され、分析によって速度や衝撃の大きさなど詳細が再現できる）の全車装着義務を法制化すること。交通事故自動記録装置を増設すること。

3 被害者の①知る権利②司法手続きに参加する権利③被害回復する権利④二次被害を受けない権利の擁護

3-1 事故原因、加害者の処遇、刑事裁判の予定など、被害者の知る権利を保障する通知制度を徹底すること。
3-2 被害者や遺族の供述調書については、事故原因が知らされた後、冷静に加害者の事などを考えられるようにその時期等を配慮すること。
3-3 刑事裁判において、被害者が当事者として訴訟参加できる制度を設けること。刑事裁判手続きのなかで、民事の損害賠償の手続きも行われる附帯私訴制度を導入すること。
3-4 交通犯罪被害者など犯罪被害者が、被害直後から恒常的に支援を受けられる公設の「犯罪被害者支援センター」（仮称）を設置すること。当会のような自助グループの活動に財政的支援が受けられる制度を整備すること。
3-5 被害者に対する損害賠償が適正に措置されるように、保険賠償制度は国が管理する自賠責保険に一本化し、対人無制限など充実させること。自賠責保険の後遺障害認定基準を見直すなど、適切な損害賠償を実現すること。経済的支援と合わせ、PTSDに対する支援制度など精神的な支援を含めた被害回復の補償制度を確立すること。
3-6 脳外傷による高次脳機能障害を重大な後遺障害として認定し、治療と生活保障を万全にすること。高次脳機能障害者の作業所、生活・就労支援センター等の設立および運営への支援を拡大すること。

4 交通犯罪の厳罰化

4-1 新設された危険運転致死傷罪が全ての危険運転行為の抑止となるように、適用要件を大幅に緩和する法改正を行い、結果責任として厳しく裁くこと。前方不注意のような安全確認義務違反など、違法な運転行為に因って傷害を与

えた場合は「未必の故意」による危険運転として裁くこと。交通犯罪に対し、窃盗罪の半分の法定刑でしかない業務上過失致死傷罪に括るのではなく、結果の重大性からも「自動車運転業務過失致死傷罪」（仮称）を設けるなど、厳罰に処すること。悪質な飲酒ひき逃げの場合、「逃げ得」という矛盾を生まないために、厳罰化するなど法体系を整備すること。

4-2 交通犯罪に対する起訴便宜主義の濫用を避け、起訴率を上げること。刑法 211 条 2 項に新設された「傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除できる」という「刑の裁量的免除」規定は廃止すること。

4-3 危険で悪質極まりない飲酒運転での死傷事件を撲滅するために、運転者への厳罰の適用とともに、運転者への酒類提供者に対する罰則規定を設けること。また、事故の際の飲酒検査を徹底すること。飲酒の違反者には「インターロック」（アルコールを検知すると発進できない装置）装着を義務化するなど、再犯防止を徹底すること。

4-4 交通死について、24 時間以内という扱いをせず、事故がもとで亡くなった方すべてを交通死とすること。

5 免許制度について

5-1 運転免許取得可能年齢の繰り上げ（バイクも18歳へ）や教習課程の抜本的見直しなど、免許付与条件を厳格にすること

5-2 免許者の違反行為はすべて重大な人身事故の原因や要因となる。累犯と事故の未然防止のために安全確認違反など悪質な道交法違反は全て免許取り消しとし、その他の違反にも欠格期間を長期にする、重い罰金を科すなど免許付与後の資格管理を適切に行うこと。また、免許再取得の制限を厳しくし、重大な違反で死傷事故を起こした場合などは永久に免許取得資格を与えないこと。

6 命と安全が最優先される社会の実現

6-1 交通安全運動の目標を「被害ゼロ」とし、事故原因と原因にいたる要因を完全に絶つ施策を講じること。運転者の「マナー」に依拠するのではなく、運転行為の社会的責任が自覚され、歩行者等への「安全確認」が最優先される運転者教育を徹底すること。

6-2 歩行者や自転車通行者、とりわけ子どもやお年寄りが安全・快適に通行できる道路環境をつくること。幹線及び準幹線道路での完全歩車分離と住宅地や商店街など生活道路でのクルマ通行の規制による歩行者優先を徹底し、歩行者や自転車利用者の被害をゼロにすること。交差点での歩行者、自転車事故を防ぐために、歩車分離信号とすること。通学路をはじめ全ての道路について安全を最優先した点検と見直しを行い、信号や歩道の改善、防護柵の設置など二重三重の安全策を講じること。

6-3 速度超過による犠牲を無くすため、全てのクルマに安全な速度に設定した速度抑制装置（リミッター）装着を義務づけること。

6-4 運輸業者の安全に対する社会的責任を明確にし、悪質違反や重大人身事故を惹き起こした運輸業者に対する監査を徹底するとともに、罰則を強化するなど行政指導を強化すること。

6-5 事故原因解明と再発防止のため、行政指導に必要な情報開示を徹底すること。

6-6 公共交通機関を整備し、クルマ（とりわけ自家用車）に依存しない安全で快適な生活を実現すること。

会員からのお便り

総会への出欠はがきから

- ★会の活躍とご健勝をお祈り致します。(道央 M.T.)
- ★今年こそはと思っていたのですが、当日別な会議が入っており、誠に残念ですが欠席になりました。又、いつかの機会にお会いしたいです。(道南 Y.S.)
- ★皆様ご苦労様です。用務の都合上欠席させていただきます。申し訳ありません。(札幌市 N.T.)
- ★現在娘は7か月。私も病院で元気に働いています。(道北 T.M.)

★会の発足以来一度も参加出来ないまま至っていますが、亡き兄の事故から今年で11年になるうとしています。皆様の熱心な活動を陰で見守る事と、今も心ない加害者に憤りを感じるとともに、署名運動でしか協力できずにいますが、私自身も免許を取って9年。気をつけたい気持ちで一杯です。(札幌市 T.M.)

★皆様、お変わりなくお過ごしでしょうか。毎回会報をお送りいただきありがとうございます。私も私なりの道をしっかり歩む事が出来ており、これも皆様のおかげと感謝しています。皆様のご活躍をお祈りしております。

(札幌市 T.E.)

★酒酔いなど危険な自動車運転による人身死亡事故を起こしたドライバーが危険運転致死傷罪で起訴されないことに憤りを感じています！(札幌市 I.T.)

★前田代表はじめ、役員の皆様、日頃の御活動ご苦労様です。都合により今回は欠席いたします(道南 T.K.)

★子供の行事があるので欠席します。いつもすみません(道北 N.H.)

★欠席すみません。今後ともよろしくお願い致します。(道央 K.E.)

★私は今、スクワット朝晩50回、椅子につかまりながら練習しています。事故から10年、尾てい骨が痛んで座れないです。(道東 M.T.)

★いつも会報やお知らせなどをありがとうございます。まだ体調、おもわしくなく、お手伝いできませんが、皆様のこといつも念じております。(札幌市 S.C.)

★皆さんの顔拝見しにおうかがいしたいと思っております。まだ元の自分に戻れない私です(道東 N.R.)

★いつもお世話になっています。今回初めて出席させていただきます。当日お手伝いできることがあればさせていただきますと思っていますので、よろしく願い致します。(札幌市 H.H.)



今3人の捨て猫を養っています。

カットは三石の後藤さん

★世話人の荻野京子様のアドバイスで、新しい方向性に向かって進んでいます。感謝申し上げます。今後ともよろしくお願い致します。(道央 K.T.)

★初めて出席させていただきますので、宜しく願い致します。(札幌市 O.T.)

★現在の裁判制度では被告に有利なだけで、これでは被告の反省もなく同じ過ちを繰り返しかねません。被害者は人生をメチャメチャにされ、後遺症ばかりか二次被害も受けます。(札幌市 H.R.)

会 誌

2005.4.10 ~ 2005.8.10.



《会合など》

- 4/13 世話人会・例会
- 4/15 会報17号発送
- 5/11 世話人会・例会
- 5/14 2005年定期総会、交流会 道警との意
- 6/8 世話人会・例会
- 6/19 「犯罪被害者等基本法制定記念全国大会」第1回実行委員会出席(東京)
- 6/20 警察庁長官宛要望書提出
- 7/13 世話人会・例会
知事宛要望書を提出
- 8/4 道警との意見交換会・要望書提出
- 8/5 世話人会・例会

《訴えの活動》

- 「心に響け被害者の声100万人講習」など
- ▲ 4/26 芦別技術高校 5/2 函館水産高校
 - 6/6 大麻高校 8/7 (株)エース (前田)
 - ▲ 4/27 浜益高校 5/27 千歳高校定時制
 - 6/19 (株)エース (荻野)
 - ▲ 4/28 月形高校 6/10 一日福祉セミナー
 - 6/30 様似高校 (小野)

◆ 処分者講習での講師

- 4/28 佐川 5/26 水野美 6/17 内山 7/22 佐川

※体験講話をされた方は事務局に一報を下さい

◆ 6回目の公開シンポジウム「フォーラム交通事故VI」は、10月22日(土)13:30~「かでる2・7」(北2西7)で行います。テーマは「交通事故と犯罪被害者等基本法」(仮題)を予定しています。詳細は後日お知らせします。

◆ 例会に気軽にお越し下さい。毎月の第2水曜日13時~15時、事務所です。また毎週水曜日の午前中(10時~13時)は世話人が当番で出ているので、何かあればその折りにご連絡下さい。

例会⇒ ★9月14日(水) ★10月12日(水) ★11月9日(水) ★12月7日(水) ★1月11日(水)

◆ 次の会報発行は1月です。手記や意見、近況などの投稿をお待ちしています。(×切り12月20日)